

臨時福祉給付金の支給を予定しています(10月以降)

昨年度に引き続き、消費税率の引き上げによる所得の低い方への負担を緩和するため、平成27年度も「臨時福祉給付金」を支給します。

【支給対象者】

次の(1)(2)の両方にあてはまる方が対象者です。

(1)平成27年1月1日現在、占冠村に住居票のある方
(1月2日以降に転入された方は、前住所地の市区町村からの支給)

(2)平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されていない方

※市町村民税が課税されている方の被扶養者や生活保護の受給者である場合などは対象となりません。

※子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金のそれぞれの支給要件を満たす方は、両方の給付金を受け取ることができます。

【支給額】

対象者1人につき 6,000円

※平成26年度に実施した基礎年金等受給者への加算措置はありません。

■お問い合わせ

保健福祉課社会福祉担当 電話 56-2122

受付開始時期及び受付期間などの詳細については、現時点では未定ですので、決まり次第お知らせいたします。

平成27年度合同金婚式及び敬老会のお知らせ

長年にわたり、社会や地域に貢献してこられた方々のご労苦をねぎらい、益々のご長寿とご健康をお祝いするため、合同金婚式及び敬老会を開催します。

日時 9月18日(金) 午前11時～午後1時
場所 占冠村コミュニティプラザ

対象者 9月1日現在で70歳以上の方

・対象者には個別にご案内を差し上げています。

・出欠のご連絡は8月19日(水)までをお願いします。

■お問い合わせ

保健福祉課社会福祉担当 電話 56-2122

現況届けを忘れずに!

◆児童扶養手当◆

次の要件に該当する児童を養育している父母、または父母に代わってその児童を養育している方が受給できます。(※児童とは、18歳未満または、20歳未満で一定以上の障がいのある方)

【児童の要件】

- 父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- 父または母が死亡または生死が明らかでない児童
- 父または母が重度の障がいにある児童
- 父または母から1年以上遺棄されている児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで生まれた児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

【支給制限】

- 児童が施設に入所しているとき
- 受給者または児童が公的年金を受けているとき
- 前年分の所得が一定額以上ある場合 など

◆特別児童扶養手当◆

一定以上の障がいのある児童(20歳未満)を扶養する父母、または父母に代わってその児童を養育している方が受給できます。

【支給制限】

- 前年分の所得が一定額以上ある場合
- 児童が、障がいを支給事由とする公的年金を受け取ることができるとき
- 児童が施設に入所しているとき

■お問い合わせ

保健福祉課戸籍担当
電話 56-2123

8月中に現況届けを出さないと8月分からの手当を受けることができなくなることがありますので、ご注意ください。



消防総合訓練大会開催～訓練成果を発揮



平成27年6月28日(日)第45回北海道消防協会上川地方支部富良野地区分会消防総合訓練大会が、中富良野町で開催されました。

富良野広域連合5市町村の消防団が参集し、来賓も含め総勢257名が参加しました。各消防団は、小隊訓練及び消防操法応用訓練を順に披露し、日頃の訓練の成果を発揮していました。また、5市町村の消防職員合同で行われた模擬火災訓練は、現場さながらの人命検

索や放水が実施されました。

8月に入り、暑くなってきますので熱中症対策はもちろんのこと、屋外でバーベキューなどをやる機会も多くなることから、火の取扱いには十分注意しましょう。



救急出場状況(6月分)

交通事故	1件	(0人)
一般負傷	3件	(3人)
急病	3件	(3人)
6月計	7件	(6人)
累計	68件	(61人)

※()内は搬送人員

自分の地域は自分で守る！
消防団員募集!!
詳細は庶務係まで
電話56・2119

富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119

子どもや高齢者に注意!
ドライバーの皆さん、思いやりのある運転を

子どもたちは夏休みです

夏休みを迎える子どもたちは外出の機会が増え、事故に遭う危険性が増します。また、ドライパーは暑さによる疲労から注意力が散漫になりがちです。「ぶつかって初めて気づいた」は運転者失格です。交差点付近では子どもや自転車の飛び出しを十分に警戒して走行しましょう。

また、保護者の皆様は子ども達に自動車が出てくる時は絶対に道路を横断しないよう注意を促しましょう。

大丈夫?あなたのタイヤ

夏場は突然の夕立等により路面状況が急激に変化する場合があります。タイヤの溝が浅ければ水たまり等でハンドル操作が効かなくなり事故に直結する恐れがあります。自分の車は大丈夫と過信してはいけません。日頃からの安全点検は怠らないようにしましょう。

高齢者との事故を防ぐために

近年、高齢者の交通事故が増加する中で、ドライパーが高齢者の特徴を理解しておくことが大切です。

1.「相手が止まってくれる」などと、周囲の状況を読む

交通安全

SAFTY DRIVE

村民の願いです
続けよう交通事故死 0 の日
平成19年2月21日から

3072日

SS 平成27年7月20日現在

で判断するのではなく、自分の思ったように行動しがちになります。

2. 視力・聴力の衰えから、車の速度を判断しにくくなり、また問近のエンジン音が聞き取れず、車の発見が遅れる事があります。

3. 体力・運動能力の衰えから、歩行速度が遅くなり、車に対して機敏な動きが取れなくなります。

4. 交通ルールに弱くなり、ルールを無視した行動を取りがちになります。

高齢者を事故から守るには、高齢者を見かけたドライバーの皆さんの配慮や思いやりが不可欠です。「急に道路を横断してくるかもしれない」「赤信号でも横断するかもしれない」「車を確認していないかもしれない」といったように、「かもしれない」運転を心がけ高齢者への配慮を忘れずに運転をしましょう。

誰もが当事者になる危険性があります。スピードダウン・シートベルト全席着用・安全確認・体調管理に気を配り、ルールを守って交通事故防止に努めましょう!